

## 京都府教育振興プラン検討会議設置要綱

### (設置)

第1条 教育基本法第17条第2項の規定に基づき、社会状況の変化に対応し、今後10年間を見据え、本府の教育振興のための施策に関する計画(「(仮称)京都府教育振興プラン」)を策定するに当たり、その基本となる事項及び主要な施策課題等を検討するため、「京都府教育振興プラン検討会議」(以下「検討会議」という。)を設置する。

### (任務)

第2条 検討会議は、「(仮称)京都府教育振興プラン」の原案について検討を行う。

### (組織)

第3条 検討会議は、委員8名で構成する。

2 前項の委員は、別表のとおりとし、京都府教育委員会教育長が委嘱する。

### (座長及び副座長)

第4条 検討会議に、座長及び副座長を置く。

2 座長は、検討会議の委員の互選により定める。

3 座長は、検討会議を主宰する。

4 副座長は、委員のうちから座長が指名する。

### (会議)

第5条 座長は、会議を招集し、その議長となる。

2 座長は、必要に応じ関係者を招き、意見や説明を求めることができる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、副座長がその職務を代理する。

### (会議の公開)

第6条 会議は原則公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が検討会議に諮って定める。

### (庶務)

第8条 検討会議の庶務は、京都府教育庁管理部総務企画課において処理する。

### 附 則

1 この要綱は、平成21年10月16日から施行する。

2 この要綱は、第2条のプランの策定をもって効力を失う。